



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年3月1日

橋本地区のタクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、令和5年2月に橋本地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【橋本地区】…和歌山県橋本市、伊都郡（九度山町、高野町、かつらぎ町（ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。））
前回運賃改定日：平成20年8月29日（消費税増税に伴う改定を除く）

1. 運賃変更申請状況

(1) 申請の期間

令和5年2月17日～令和5年5月17日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数（令和5年2月21日時点）

3者（対象地域の法人事業者数 4者）

(3) 申請事業者の車両数（令和5年2月21日時点）

63両（対象地域の全体車両数 71両）

(4) 申請率（令和5年2月21日時点）

88.73%

2. 運賃変更申請の概要（※）

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.3km（現行1.5km）

② 初乗運賃 650円（現行上限620円）

(2) 改定率 20.7% ～ 31.6%（平均改定率 27.3%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

和歌山県政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）